

報道機関の皆さんへお知らせ

| | | | |
|-----------------|--|-----|---|
| 配付年月日 | 令和6年(2024年) 2月8日(木) 15:00 | 連絡先 | 北海道八雲保健所(北海道渡島総合振興局保健 環境部八雲地域保健室) 健康推進課長 金澤 由佳理 TEL 0137-63-2168 |
| 標 題 | 水痘注意報の発令について | | |
| 日 時 | 令和6年(2024年)2月8日(木)15時00分 | | |
| 場 所 | | | |
| 内 容 | 八雲保健所管内において、水痘の患者数が注意報の発令基準以上となったため、別紙のとおり、注意報を発令しましたのでお知らせします。 | | |
| 取材に当たっ てのお願い | ・罹患した際は、二次感染を防ぐため、医師の指示があるまで保育園や幼稚園、学 校への登園・登校は控えてください。 ・予防にはワクチン接種が有効です。平成26年10月から生後12月~36月までの 乳幼児を対象として、定期接種が行われています。 | | |

水痘（みずぼうそう）注意報の発令について【速報値】

令和6年2月8日（木）15時00分

北海道八雲保健所

電話：0137-63-2168

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年第5週（令和6年1月29日～令和6年2月4日）において、八雲保健所管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報の発令基準以上となりましたので、水痘注意報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第5週速報値）

| 区分 | 八雲保健所 | 全道 | 全国 |
|----------|-------|-------|-------|
| 定点あたり患者数 | 1.00人 | 0.15人 | 0.14人 |

2 水痘とは

水痘とは、水痘-带状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは、発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに带状疱疹を引き起こす原因となります。

特に抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

3 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘-带状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

4 参考

（1）水痘の注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により、八雲保健所管内の小児科定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で1人以上となった場合
警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で2人以上となった場合
※警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が1人以上であれば警報を継続

（2）最近5週間における定点医療機関の患者報告数（単位：人）

| | 第1週 (1/1~1/7) | 第2週 (1/8~1/14) | 第3週 (1/15~1/21) | 第4週 (1/22~1/28) | 第5週 (1/29~2/4) |
|-------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 八雲保健所 | 0 (0.00) | 0 (0.00) | 0 (0.00) | 2 (0.67) | 3 (1.00) |
| 全道 | 17 (0.13) | 30 (0.22) | 20 (0.14) | 29 (0.21) | 21 (0.15) |
| 全国 | 452 (0.15) | 450 (0.14) | 480 (0.15) | 406 (0.13) | 434 (0.14) |

() は1 定点医療機関あたりの報告数

※第5週の患者報告数は速報値。